

板橋区定期利用保育事業実施要綱

(平成24年2月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱(以下「都要綱」という。)に基づき、パートタイム労働者や求職中の者等、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所等において児童を一定期間継続的に保育する定期利用保育事業について必要な事項を規定し、安心して子育てができる環境を整えることで、区民の子育て支援と児童福祉の増進に資することを目的とする。

(事業者の要件)

第2条 定期利用保育事業及び一時保育一体型定期利用保育事業(定期利用保育事業を一時保育事業(都要綱における一時預かり事業をいう。以下同じ。)と併せて実施する事業形態をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)の実施事業者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 民間事業者であること。
- (2) 定期利用保育事業又は一時保育一体型定期利用保育事業を実施するために必要な保育室の設備及び保育従事職員が確保されていること。
- (3) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。
- (4) 法人住民税を滞納していないこと。

(入所対象児童)

第3条 入所対象の児童は、板橋区に居住する児童のうち、就労等の事由により原則として1日7時間以下又は1月140時間未満の保育が必要な就学前の児童とする。ただし、求職の事由による場合は3か月を限度として1日8時間以下又は1月160時間以下の保育が必要な就学前の児童とする。

(定員等)

第4条 定期利用保育事業の定員は、第9条第3号に規定する基準を満たす範囲において、板橋区長(以下「区長」という。)と協議し、第11条第3項に規定する協定の中で定員を定めるものとする。

2 事業者は、各保育時間において保育する児童数が第9条第3号に規定する基準を満たす範囲内であれば、定員数を超えた児童の受入れ契約を行い、第8条に定める保育料等を徴収することができる。

(開所日)

第5条 開所日は、原則として次に掲げる日を除く毎日とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日

(2) 年末年始(12月29日から1月3日まで。)

2 前項第1号の規定にかかわらず、土曜日を開所日とすることができる。

(開所時間)

第6条 定期利用保育事業の開所時間は、原則として午前9時から午後6時までとする。

2 前項にかかわらず、一時保育一体型定期利用保育事業においては、定期利用保育事業の開所時間を一時保育事業に係る開所時間に準拠することができる。

(契約)

第7条 事業者は、入所対象児童の保育について、次の各号に掲げる事項を内容を含む入所契約を保護者又は現に児童を監護する者(以下「保護者等」という。)との間で直接締結することとし、当該契約を締結した事業者は、次に掲げる内容を記載した報告書等を区長に提出しなければならない。

(1) 入所する児童の氏名及び生年月日

(2) 保護者等の氏名、続柄及び住所

(3) 保育を必要とする理由、保育時間及び保育の期間

(4) 児童の保育料

2 前項の規定により締結する契約書は2通作成することとし、当事者双方で各一通保管するものとする。

3 事業者は、契約締結に当たり、利用者に対し定期利用保育事業における保育サービス等の説明をしなければならない。

(保育料等)

第8条 保育料は、次に掲げる額を上限として事業者が設定するものとする。

(1) 日額制の場合、1日8時間以下の利用をした場合 日額2,200円

(2) 月額制の場合、月極めで、160時間以下の利用をした場合 月額44,000円

2 保育料の額には、基本の保育料のほか、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費及びこれらにかかる消費税相当分を含むものとする。ただし、補食代金及び入会金は含まないものとする。

3 給食を提供する場合は、第1項で定める保育料のほかに、給食費を設定することができる。

(設備基準)

第9条 保育室の設備基準は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 保育を行う専用の部屋及び乳幼児用トイレがあること。

(2) 給食を提供する場合は、保育を行う部屋と区別された調理室があること。

(3) 保育を行う部屋は、児童 1 人あたり、0 歳児及び 1 歳児は概ね 2.5 平方メートル以上、2 歳児以上は概ね 1.98 平方メートル以上を確保すること。

(職員及び職員数)

第 10 条 保育従事職員の配置基準については、0 歳児 3 人につき 1 人以上、1 歳児及び 2 歳児 6 人につき 1 人以上、3 歳児 20 人につき 1 人以上、4 歳児以上 30 人につき 1 人以上とする。

2 保育従事職員のうち 6 割(保育従事職員が 2 名の場合は 1 名)以上は保育士等の資格を有していなければならない。

(指定等の手続)

第 11 条 事業者としての指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、板橋区定期利用保育事業申請書(別記様式第 1 号)に第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる要件を満たしていることを証する書類(法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し)を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認められた場合は、指定通知書により、また不適当と認められた場合は、不適当通知書によりそれぞれ申請者に通知する。

3 区長は、前項の規定により決定した事業者と、事業実施に関する協定を締結するものとする。

4 事業者は、定期利用保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の 6 か月前までに板橋区定期利用保育事業廃止(休止)申請書(別記様式第 2 号)を区長に提出し、協議しなければならない。

5 区長は、前項の申請があったときは、審査の上、指定の廃止又は休止の決定を行い、廃止又は休止通知書を事業者に通知する。

(指導監督)

第 12 条 事業者は、区長が事業者に対して必要な報告を求める場合及び立入調査を行う場合には、これに応じなければならない。

(指定の取消し)

第 13 条 区長は、次のいずれかの場合、指定を取り消すことができる。

(1) 保育内容や設備等に法令又は要綱等の重大な違反があったとき。

(2) 虚偽の補助金等の請求その他不正の事実が判明したとき。

(3) 前条の規定による指導監督等に応じず、又は指導監督等が行なわれた内容について、改善がされないとき。

(4) 事業者が法人住民税を滞納し、これに対して区が納付を指導したにもかかわらず

ず、なお納付をしないとき。

(5) その他、定期利用保育事業の運営等に問題があり、取り消すことが適当であると区長が認めたとき。

2 区長は、前項に規定するいずれかの事由により指定の取消しを決定したときは、指定取消通知書により事業者に通知する。

(補助金の交付)

第14条 区長は、この要綱に基づく事業に関して、別に定める要綱により予算の範囲内において、次の事項について補助金を支出することができる。

- (1) 保育経費
- (2) 施設改修経費
- (3) 開設準備経費

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。

2 契約その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

板橋区定期利用保育事業申請書

(宛先)板橋区長

住 所
名 称
代表者

定期利用保育事業の指定を受けたいため、板橋区定期利用保育事業実施要綱第11条第1項の規定に基づき提出します。

指定を受ける事業所	フリガナ	
	名 称	
	住 所	〒
	電 話	
	事業開始 年月日	年 月 日

(設備基準等)

保育を行う専用の部屋がありますか	ある ない
幼児用トイレはありますか	ある ない
給食を提供しますか	する しない
給食を提供する場合、保育を行う部屋と区別された調理室がありますか	ある ない
保育を行う部屋は、児童1人あたり0歳児及び1歳児は2.5㎡以上、2歳児以上は1.98㎡以上の広さが確保されていますか(内法面積)	いる いない
一時保育を実施する予定はありますか	ある ない

(保育士の人数)

保育士の人数	総数()人 うち保育士有資格者()人
調理員	人
その他	人

備考

(設備基準等)の項目は、該当する事項を で囲んでください。

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

板橋区定期利用保育事業廃止（休止）申請書

（宛先）板橋区長

住 所
名 称
代表者

定期利用保育事業を廃止（休止）しますので、板橋区定期利用保育事業実施要綱第11条第4項の規定に基づき提出いたします。

事業を廃止（休止）する事業者	フリガナ		
	名 称		
	住 所	〒	
	電 話		
事業の廃止又は休止の別	廃 止	休 止	
事業を廃止する年月日	年	月	日
事業を廃止（休止）する理由			
事業休止の予定期間	年	月	日 から
	年	月	日 まで

備考

「事業の廃止又は休止の別」の欄は、該当する事項を で囲んでください。